

7月より個別システム手数料が はじまります!

先日6月15日に開催されました「第36回通常総代会」にて、2019年度活動方針が承認され、7月より個別システム手数料の導入が正式に決定されました。

2019年7月1日の配達分(6月24日以降申込み分)より週の利用額に応じて個別システム手数料を開始します。個別システム手数料の導入は、事業の安定性だけでなく、継続的・持続的な消費と生産を維持していくために必要な制度です。これを機会に生活クラブの消費材を利用する組合員になりませんか? 班もお勧めです。みなさまのご理解よろしくお願ひいたします。

導入の理由 2008年に個別配送事業を導入するときに、配達業務を維持するための約束として、週8点以上注文するというルールをつくりました。しかし組合員の年代、家族構成も多様化しており、様々なライフスタイルからも毎週8点利用するということが難しいということが多く聞かれるようになり、8点ルールが理由で脱退する方も出てきています。このような状況を改善し、利用が少ない場合でも気兼ねなく消費材を利用し続けていけるように、週8点ルールを廃止し、週の利用金額が2,000円(税別)未満(0円~1,999円税別)の方から「個別システム手数料」として100円(税別)を集金するルールへと変更します。

また、個配組合数の比率は全体の6割を超え、配達箇所数は個配導入時の3.7倍になり、配達にかかる経費も大きく増えています。「個別システム手数料」による新たな財源は、個別配送事業を支えていくための費用としていきます。

❖ 個別システム手数料のルール ❖

【個別システム手数料】	
週の利用金額が 2,000円以上(税別) の場合 無 料	週の利用額が 2,000円未満(税別) の場合 利用がない週(0円)の場合 100円(税別)
※ 個別システム手数料は週毎に計算し、1ヶ月分(4週~5週分)をまとめて翌月に集金します。	
【利用額の計算対象となるもの】	【注意：利用額の計算対象とならないもの】
<ul style="list-style-type: none"> ● 注文用紙(OCR用紙)に記入して申し込んだもの ※ 牛乳のみの配達分(牛乳便)もその週の利用額に含まれます。 ● eくらぶで申し込んだもの ● ややくらぶに登録して届くもの ● 電話注文センターで申し込んだもの ※ 配達日が翌週でないものや、遅配、欠品になった場合でも、申し込んだ週の金額で計算されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 注文用紙(OCR用紙)以外の用紙で申し込むもの <ul style="list-style-type: none"> ・全国宅配のギフト品・宅配のおせち ・農産物の緊急取り組みなど ■ 配達時の声かけや、センターからの電話かけなどによる利用 <ul style="list-style-type: none"> ・農産物・お米など ■ 展示会での購入

【個別システム手数料の免除】 下記の場合は個別システム手数料はかかりません

●新規加入後 26 週（約半年間）

生活クラブの共同購入に慣れてもらう期間として、加入後半年間（26 週間）は利用額にかかわらず個別システム手数料はかかりません。加入してから 26 週以内の方は、残りの期間が免除となります。

●休会期間中

諸事情により共同購入を一時停止（休会）する場合、休会期間中は手数料はかかりません。事前に休会申請が必要になりますので、センターまでご連絡ください。休会期間の目安は半年以内です。1 回だけ休むなどの対応はできません。

【Q&A】

Q：いつの申込み分から開始になりますか？

A：2019 年 7 月 1 日以降に配達（6 月 24 日以降申込み分）からです。7 月分の個別システム手数料の金額は、8 月に配布される個人引落通知書に掲載されます。

Q：利用しなかった週でも手数料はかかりますか？

A：利用がなくてもカタログや申込書の配布などの経費は発生していますので手数料の対象としています。

Q：手数料の計算が週毎なのはなぜですか？また対象とならないものがあるのはなぜですか？

A：利用金額は生活クラブグループ全体の集金システムを使って週毎に自動計算されます。ですので、システム手数料の計算も週毎になり、その集金システムに対応していないものに関しては計算の対象外となります。※オモテ面の一覧表参照

Q：子育て世帯、高齢世帯、ハンディキャップの家族がいる世帯などが手数料の免除とならないのはなぜですか？

A：ご家庭の様々な状況を把握することの難しさやプライバシーの問題、年齢設定の難しさ、事務管理の煩雑さなどの理由から、免除の対象としていません。生活クラブならではのたすけあいのしくみ「エッコロ」の活用や地域のたすけあいなどをすすめていきたいことなどから、免除対象をシンプルにしています。週の利用金額と手数料をかなり低く設定してハードルを下げていますので、ぜひ生活クラブの消費材を利用してほしいです。

Q：2019 年 6 月より前に加入したのですが、新規加入者の免除対象になりますか？

A：現在すでに加入されている方で、加入してから 26 週以内の場合、残りの期間が免除となります。2019 年 6 月加入者の方は残り約 5 ヶ月が免除となります。対象の方の免除手続きは事務局で行いますので、特に申請は必要ありません。

Q：4 人以上で 4%割引がある**班に移りたい、または班を作りたい**場合はどうすればいいですか？

A：お近くの班をご紹介します。また新しく班を作りたい場合は、ご近所の個配組合員への声かけや説明会の開催など、全面的にサポートしますのでぜひご相談ください！

Q：休会する場合はどのようにすれば良いですか？

A：休会する 2 週間以上前にセンターに電話で連絡してください。確認書を配達便でお渡します。

生活クラブで暮らす組合員になろう！

よやくらぶや、お気に入り消費材に登録しておく、注文忘れがなくなります。また、**eくらぶ**で申込みすると、利用金額がすぐわかるので便利です！

**ぜひ、消費材を利用しましょう！
班作りもサポートします！**

